

# 新報

島根県教育庁  
隠岐教育事務所  
隠岐の島町港町塩口24  
電話2-9772

## 先かしてまずか！ 学校いじめ防止基本方針

既にお知らせしているように島根県教育委員会では、四月にいじめの未然防止、早期発見、適切な対応等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「島根県いじめ防止基本方針」を策定し、各級各段の子ども、保護者、教職員、関係者等に周知徹底を図ることを目指して、いじめの問題の対応について、積極的な取り組みをお願いいたしますが、各校においては、「学校いじめ防止対策基本方針」を作成し、今年度から取り組んでいることとします。昨年度、基本方針作成に向けて、いじめの未然防止、早期発見について特に力を入れていた学校は、今年度から取り組みがさらに進んでいくことが期待されています。いじめ防止対策基本方針の作成は、今年度から取り組んでいることとします。昨年度、基本方針作成に向けて、いじめの未然防止、早期発見について特に力を入れていた学校は、今年度から取り組みがさらに進んでいくことが期待されています。

・互いに授業を参観し合い生徒の情報交換を行う。  
・授業等のルール定着について共通理解を図る。  
・SNS使用ルールづくり、情報モラル教育を行う。  
・アンケートQ&Aを活用し、要支援群への具体的な手立てを講じる。等

基本方針で提示された内容が、着実に行動へとつながっていきましょう。いじめ防止の組織は、機能したでしょうか。管内では、PTA総会で基本方針のダイジェスト版を用いたの説明、校報での周知、外部講師を招いた情報モラル教室の開催等、積極的な取り組みをする学校が見られますが、まだ学校間で取り組みに「温度差」があるのが実態のようです。

国立教育政策研究所生徒指導研究センター発行の「生徒指導リーフレット いじめのない学校づくり2」では、基本方針を一定期間経過後に点検・見直しを行う際に役立つよう、その手順について記されています。

① 点検を進める際の10のポイントとして、  
① 目標の達成状況を客観的指標で確認したか。  
② 課題は実態を踏まえていたか。  
③ 目標は課題に対して適切だったか。  
④ 目標の達成につながる行動計画だったか。  
⑤ 行動計画は予定どおり実行されたか。  
⑥ 目標を意識して取り組まれたか。  
⑦ 具体的な動きやめあてが共有されたか。  
⑧ 児童生徒が主体的に取り組む工夫があったか。  
⑨ 想定外の指標の変化はあったか。  
⑩ 次なるステップの設定が示されています。チェックシートも例示されていますので、ぜひ一読し、自校の取り組みの点検にご活用ください。

私事ですが、以前勤務していた小学校で、「教員は、目標を立てさせることが大好

き。でもそこで力が抜ける。」と校長先生に言われたことがあります。気になってずっと心に留めている言葉です。確かに学校は様々な目標で溢れています。様々な活動を行うのでそれはそうでしょう。でも、私たち教員は、目標を立てた、あるいは立てさせたことで満足し、物事が上手く進んでいくと安易に考えすぎではないかと思うことがあります。スマールステップで結果を分析し、成果につなげていくことにもっとこだわっていく必要があるように思っています。

基本方針が「絵に描いた餅」にならないようPDCAサイクルの点検と見直しを意識した、いじめ防止の実践をお願いします。  
(生徒指導担当 熊本直宏)

### 給与明細の見方

給料(基本給)の支給額は、条例で定める『給料表』の『職務の級』と『号給』の組合せで決定されます。例えば、教育職2級37号給の方は、給料月額252,860円と決まっています。

給料表と級号給は、給与明細の「表級号給」欄で確認することができます。「表級号給」欄に「10 2 37」と記載されていれば、それは「教育職給料表2級37号給」を意味します。具体的には、最初の数字は給料表番号で、10は教育職(教育職員向け)2は行政職(事務職員向け)17医療職(2)(栄養職員向け)を示しています。

二番目の数字は職務の級で、教育職の場合、4級は校長、3級は教頭、特2級は主幹教諭、2級が教諭です。

三番目の数字は号給です。昇給(例年一月)があれば、上位の号給に変更されます。ご不明な点は学校事務の方におたずねください。(藤田)



## わたしぶね